

日金協（会）第 31-64 号

令和元年 10 月 21 日

貸金業者代表者各位

日本貸金業協会

会長 今井 三夫

令和元年台風第 19 号による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

令和元年 10 月 18 日に、令和元年台風第 19 号による被害を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、金融庁から別添「令和元年台風第 19 号による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」のとおり周知要請がありました。

貸金業者代表者の皆さまにおかれましては、今回の貸金業法施行規則改正の趣旨及び金融庁から示された貸金業法施行規則の解釈をふまえ、被災者の皆さまの資金需要や条件変更の申し出などに適切に対応して頂きますよう、役職員の皆さまへの周知をお願いいたします。

【掲載場所】

■金融庁ウェブサイト

「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/kashikin/20191018/20191018-2.html>

※リンクをクリックしてもサイトに移動しない場合は、上記 URL をコピーの上、直接入力して下さい。

以 上

本件に関する照会先

日本貸金業協会 会員業務部

TEL 03-5739-3014

日本貸金業協会

会長 今井 三夫 殿

令和元年台風第 19 号による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の防止をはじめ借入者の保護を図ること等を目的とするものですが、他方、今般の台風の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、別添 1 のとおり内閣府令の見直しを行い、本日公布、即日施行いたしました。

つきましては、各会員の皆様に本改正を周知いただくとともに、適切に対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正のほか、被災者の方々の資金需要に適切に対応いただくにあたり参考となると考えられる内閣府令に係る考え方を別添 2 のとおりまとめましたので、併せて各会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 趣旨

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の防止をはじめ借入者の保護を図ること等を目的とするものであるが、他方、今般の台風（令和元年台風第 19 号）の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2、同条第 2 項第 2 号の 2 口、第 10 条の 28 第 1 項第 1 号、附則第 4 項）

総量規制に抵触する顧客が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入れ（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2）を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされているが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これを不要とする。
- ◎ 返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされているが、被災者の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とする。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号、第 10 条の 28 第 1 項第 3 号口、附則第 4 項）

個人事業主による借入れ（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号）は総量規制の例外であるが、個人事業主が当該借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 貸金業者は、百万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなけ

ればならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報（現状等）に照らし判断すれば足りることとする（百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする）。

（３）極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

（貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項、附則第 4 項）

極度額方式による借入れ（＝キャッシング）を、一定額以上利用した顧客は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならないが、これについて被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 当該顧客は、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまうが、その入手が困難な被災者に配慮し、「六月以内」の提出とする。
- ※ 貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項においては「一月以内」と規定されているところ、平成 19 年内閣府令第 79 号附則第 9 条の 2 において、当分の間「二月以内」とされている。

（４）総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号、附則第 5 項）

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する顧客（主婦・主夫等）が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ（合算年収の 1/3 まで）（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号）を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 当該顧客は、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要があるが、その入手が困難な被災者に配慮し、事後（六月以内）の提出で足りることとする。

※なお、本改正に合わせ、期間が満了した規定は削除する。

3. 施行日等

上記のいずれも、今般の台風の被災者を対象とした時限措置（令和 2 年 4 月 30 日まで）とし、施行は公布の日（令和元年 10 月 18 日）からとする（ただし、上記（３）に係る改正規定の適用については、令和元年 8 月 12 日からとする）。

総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について

○ 貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める契約

同条第 2 項第 1 号において保存義務が課せられている「不動産（借地権を含む。）売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面」については、売買契約書や請負契約書はあくまでも例示であって、こうした正式な契約書は必ずしも必要ではなく、締結した契約が不動産の建設資金等に必要な資金の貸付けに係るものであることを証する書面（領収書、請求書等）であれば足りる。

○ 貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2 に定める契約

同条第 4 項第 2 号に定める「社会通念上緊急に必要と認められる費用」には、一般に、令和元年台風第 19 号の被災者の方々の生活費等についても含まれると解される。

○ 貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める契約

同条第 2 項第 4 号において保存義務が課せられている「第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面」については、ここに列挙されている確定申告書等はいくまでも例示であって、こうした正式な証明書面は必ずしも必要ではなく、何らかの方法で、貸金業者が当該個人顧客の営む事業の実態を確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。

○内閣府令第三十五号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p style="text-align: center;">1 〔略〕</p> <p>〔項を削る。〕</p>						
改正前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="359 1164 603 1339" style="width: 30%; text-align: center;"> 第十條の二 十三第一項 第二号の二 ハ </td> <td data-bbox="359 1339 603 1657" style="width: 30%; text-align: center;"> 三月 </td> <td data-bbox="359 1657 603 1993" style="width: 30%; text-align: center;"> 六月 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1164 359 1339" style="width: 30%; vertical-align: top;"> 第十條の二 十三第一項 </td> <td data-bbox="231 1339 359 1657" style="width: 30%; vertical-align: top;"> 事業計画、収支計画及び 資金計画（この号に掲げ </td> <td data-bbox="231 1657 359 1993" style="width: 30%; vertical-align: top;"> 営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況 </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">2 (東日本大震災に伴う貸付けに関する特例) 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（次項及び附則第四項において「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	第十條の二 十三第一項 第二号の二 ハ	三月	六月	第十條の二 十三第一項	事業計画、収支計画及び 資金計画（この号に掲げ	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況
第十條の二 十三第一項 第二号の二 ハ	三月	六月					
第十條の二 十三第一項	事業計画、収支計画及び 資金計画（この号に掲げ	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況					

<p>第四号ロ</p>	<p>る契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）</p>	<p>第十条の二十三第二項 第二号の二 ロ(2)</p>	<p>書面</p>	<p>書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面</p>
<p>第十条の二十三第二項 第四号ロ</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>		
<p>第十条の二十八第一項 第一号ハ</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>		
<p>第十条の二十八第一項</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>		

「項を削る。」

3

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

「項を削る。」

4

第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知ったときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

（契約締結時の書面の交付に関する特例）

2

利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。次項において「消費税法一部改正法」という。）第

5

利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。附則第十二項において「消費税法一部改正法」とい

二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次項において「地方税法等一部改正法」という。）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	
第十三条第十項	第二項 附則第二項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項 附則第二項の規定により読み替えて適用する第四項

〔項を削る。〕

う。）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。附則第十二項において「地方税法等一部改正法」という。）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕	
第十三条第十項	第二項 附則第五項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項 附則第五項の規定により読み替えて適用する第四項

6||

（平成二十八年熊本地震に伴う貸付けに関する特例）
個人顧客が平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された

市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十八年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十条の二 第十三第一項 第二号の二 ハ</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>
<p>第十条の二 第十三第一項 第四号ロ</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>
<p>第十条の二 第十三第二項 第二号の二</p>	<p>書面</p>	<p>書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた</p>

「項を削る。」

第十條の二 十六第一項	第十條の二 三月	第十條の二 六月	ロ(2) 当該費用の見積額を記載 した書面
第十條の二 十八第一項 第一号ハ	事業計画、 収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、 収支の 状況及び資金繰りの状況	
第十條の二 十八第一項 第三号ロ	資金計画	営む事業の状況、 収支の 状況及び資金繰りの状況	

7||

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二
十八年内閣府令第四十号）の施行の日から平成二十八年十月三十一
日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十條の二十三
第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、
当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないと

「項を削る。」

きは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

（平成三十年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例）

8|| 個人顧客が平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成三十一年一月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十条の二 十三第一項 第二号の二 ハ</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>
<p>第十条の二 十三第一項 第四号ロ</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>

<p>第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)</p>	<p>、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）</p>	<p>書面 書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面</p>	<p>第十条の二 第十三第二項 第四号ロ</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>	<p>第十条の二 第十六第一項</p>	<p>一月</p>	<p>六月</p>	<p>第十条の二 第十八第一項 第一号ハ</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>	<p>第十条の二 第十八第一項 第三号ロ</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>
--	-------------------------------	--	----------------------------------	------------------------	-------------------------------	-------------------------	-----------	-----------	----------------------------------	-----------	-----------	----------------------------------	------------------------	-------------------------------

「項を削る。」

「項を削る。」

9|| 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十七号）の施行の日から平成三十一年一月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

10|| （平成三十年北海道胆振東部地震に伴う貸付けに関する特例）
個人顧客が平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成三十一年三月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二 十三第一項 第二号の二 ハ	三月	六月
------------------------------	----	----

第十条の二	第十条の二 十六第一項	第十条の二 第十三第二項 第四号ロ	第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)	第十条の二 第十三第二項 書面	第十条の二 第十三第一項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画（この号に掲げ る契約に係る貸付けの金 額が百万円を超えないも のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況 、収支の状況及び資金繰 りの状況。以下同じ。）
三月	一月	事業計画、収支計画及び 資金計画				
六月	六月	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況 当該費用の見積額を記載 した書面	書面又は当該特定緊急貸 付契約の相手方である個 人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	

「項を削る。」

3|| (契約締結時の書面の交付に関する特例)
利息制限法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第九十三号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（消費税法一部改正法第三条の規定による消費税法第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び地方税法等一部改正法第二条の規定による地方税法第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の

第十八条の二 第一号ハ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況
第十八条の二 第一号ニ 第三号ロ	資金計画	状況及び資金繰りの状況

11|| 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第四十三号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三条第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

12|| 「同上」

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

「略」	
第十三条第 十項	第二項
第十三条第 十二項	第四項
附則第三項の規定により 読み替えて適用する第二 項	附則第三項の規定により 読み替えて適用する第四 項

（令和元年台風第十九号に伴う貸付けに関する特例）

4|| 個人顧客が令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二
年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区
域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という
。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用について
は、令和二年四月三十日までの間は、これらの規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二 第十三第一項	三月	六月
-----------------	----	----

「同上」

「同上」	
第十三条第 十項	第二項
第十三条第 十二項	第四項
附則第十二項の規定によ り読み替えて適用する第 二項	附則第十二項の規定によ り読み替えて適用する第 四項

「項を加える。」

第十条の二	第十条の二 第十三第二項 第四号ロ	第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)		第二号の二 ハ
一月	事業計画、 収支計画及び 資金計画	書面	事業計画、 収支計画及び 資金計画（この号に掲げ る契約に係る貸付けの金 額が百万円を超えないも のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況 、収支の状況及び資金繰 りの状況。以下同じ。）	
六月	営む事業の状況、 収支の 状況及び資金繰りの状況	書面又は当該特定緊急貸 付契約の相手方である個 人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面	営む事業の状況、 収支の 状況及び資金繰りの状況	

第十條の二 第十八第一項 第一号ハ	三月	六月	十六第一項
第十條の二 第十八第一項 第三号ロ	事業計画、 収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、 収支の 状況及び資金繰りの状況	

5|| 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第三十五号）の施行の日から令和二年四月三十日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十條の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）
。 附則第四項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和元年八月十二日から適用する。

(調整規定)

- 2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第四項に規定する特例対象者である場合において、令和二年四月三十日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。